

北塩原村新型コロナウイルス 感染症対策本部だより(第10号)

発行/北塩原村
令和3年5月28日

5月14日、福島県から「新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」が発出され2週間が経過しようとしており、この間、県内全域を対象に不要不急の外出自粛のほか、お酒を提供する飲食店の営業時間の短縮要請がなされました。村民の皆様、そして事業所の皆様にご協力いただきましたことに深く感謝申し上げます。

福島県内においても感染力の強い変異株が急速な広がりを見せ、会津地方においては、家族や知人由来の感染のほか、感染経路不明の割合も高くなっています。私たちの暮らしの身近なところに感染リスクは常に存在しています。一人ひとりが誹謗中傷や差別的な言動を控え、冷静に感染拡大防止に取り組み、外部から家族や職場等にウイルスを持ち込まないことが重要です。

会話する際は適切にマスクを使用する、こまめに手指消毒を行う、定期的又は常時換気を行うなど基本的な感染防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

また、本村におきましては、5月10日からは南東北裏磐梯診療所で、24日からは喜多方市内医療機関において高齢者に対するワクチン接種が開始され、30日には自然環境活用センター(剣ヶ峯)にて集団接種を行います。医療機関と調整を図りながら、円滑なワクチン接種に努めてまいります。

さらに、今月21日には、村民の皆様一人2万円を給付する「北塩原村民のきずな応援事業給付金」の申請書を発送いたしました。感染症対策を行う各家庭の支援、そして地域産業の支援のために、ぜひともお役立ていただきたいと存じます。

医療提供体制はひっ迫しています。引き続き、ご自身や大切な方々の命、健康、そして地域産業を守るため、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

北塩原村長 遠藤和夫

北塩原村民のきずな応援事業(実施主体:北塩原村)

新型コロナウイルス感染症が長期化し、全ての村民、そして事業者の方々が多大な影響を受けていることを踏まえ、村民の皆様の生活支援と村内における経済の循環を図るための対策として『北塩原村民のきずな応援事業』を創設しました。

村民の皆様一人あたり2万円を給付しますので、ぜひ、村内で消費くださいますようお願いいたします。そして、**村内消費による村民同士の交流機会を創出**いただければ幸いです。

既に郵送しております申請書類を十分に確認いただき、速やかな申請をお願いします。

項目	内容
対象者	令和3年4月30日に村の住民基本台帳に登録されている方
事業内容	1人につき2万円を給付。(世帯主に世帯分をまとめて給付となります)
申請方法	世帯主宛に郵送しております申請書に必要事項を記入・押印し、以下の書類を同封のうえ、返信用封筒で返送してください。世帯主の方が申請できない場合、代理人による申請もできます。 ① 世帯主本人を確認できるものの写し(運転免許証、健康保険証等) ② 振込先の確認ができるものの写し(金融機関・支店・口座番号・口座名義人が確認できるもの) ※①は必ず提出してください。 ※②は、昨年の特別定額給付金の口座への振込を希望される方については、口座の写しは不要です。 申請書の受取方法に印字されている振込先をチェックしてください。
申請期限	令和3年8月31日(火) ※当日消印有効
給付日	申請書の審査後、給付決定通知書を送付しますのでご確認ください。

【問い合わせ】総務企画課 ☎0241-23-3111

～事業者の皆様へ給付金等のお知らせ～

売上の減少した中小事業者に対する一時金（実施主体：福島県）

福島県緊急特別対策に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛により影響を受け、売上の減少した中小法人・個人事業者等へ一時金が交付されます。

項目	内容
対象事業者	福島県緊急特別対策に基づく要請に伴い、 (1) 飲食店の時短営業により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等 (2) 不要不急の外出自粛により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等
主な交付要件	(1) 県内に本社又は本店のある中小法人・個人事業者等 (2) 福島県緊急特別対策に基づく要請に伴い、 ① 飲食店と直接・間接の取引があること (農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定) ② 不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けたこと (旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、運転代行業者、理美容室等の人流減少の影響を受けた者を想定) により、令和3年5月の売上が令和元年又は令和2年5月と比べて30%以上減少したこと。 (3) 福島県緊急特別対策の営業時間短縮要請の対象事業者でないこと。
交付額	一律20万円
申請開始時期	令和3年6月上旬

【問い合わせ】☎024-521-8562（福島県時短要請コールセンター）受付時間：毎日9時から17時まで

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（実施主体：福島県）

福島県全域を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年5月15日（土）午後8時～令和3年6月1日（火）午前5時までの間、午前5時～午後8時までの営業時間短縮の要請に感染防止対策を徹底したうえでご協力いただいた場合に、協力金が交付されます。

項目	内容
対象事業者	福島県内で食品衛生法52条に定める飲食店営業許可を受けた施設 (※1・※2)を運営し、下記の【対象となる主な要件】を満たした事業者 ※1 接待を伴う飲食店（風営法第2条第1項第1号に該当する店舗） ※2 酒類を提供する飲食店
対象となる主な要件	(1) 福島県内に対象店舗を有すること。 (2) 対象店舗において、午後8時～午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が令和3年5月15日（土）午後8時～令和3年6月1日（火）午前5時までの期間、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供を午後7時までとすること。 (3) 対象店舗において、時短営業の案内を掲示していること。
交付額	中小企業：1日当たり25,000円～75,000円 大企業：1日当たり最大で20万円
申請開始時期	時短営業要請期間の終了後（令和3年6月1日以降）※予定

【問い合わせ】☎024-521-8562（福島県時短要請コールセンター）受付時間：毎日9時から17時まで

※同一の事業所が「一時金」と「協力金」を重複しての交付を受けることはできません。